

# 公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 平成25年度 事業報告書

自 平成25年7月 1日

至 平成26年6月30日

### 総 括

平成25年7月28日に発生した豪雨により、山口市・萩市・阿武町では甚大な被害を受け、仮設住宅での生活を余儀なくされた住民が多くおられました。当協会では、1日でも早い復興を祈念するとの思いから、災害救助法の適用を受けた山口市・萩市・阿武町をそれぞれ訪問し、義捐金を進呈いたしました。

公益目的事業につきまして、特に法務局登記所備付地図作成作業では、周南市金剛山地区を業務地とする事業を落札し、昨年度から進めていた下関市川中地区の一部の事業を無事完了することができました。また、下関地区の業務では、1,000点を超える永久境界標の設置を行い、将来予想される公共事業及び不動産取引等の円滑な推進に寄与することができました。

### (1) 総務部

新定款及び諸規則・諸規程の周知、徹底については、新定款・諸規則集が配布済みであることから、ある程度は達成されていると思われまます。

諸情勢の社員への周知徹底は、各地区との連携を図り、また、電子メール等を活用した情報提供を行いました。

正副理事長会議や各部会の開催は、可能な限りインターネットを用いた無料通話であるSkypeを導入することで経費削減に努めました。

理事会では、社員専用グループウェア等を活用した資料の事前配布及びタイムスケジュールを作成することにより、速やか且つ効率的な議事の進行を行いました。

機関誌「みちしるべ」を発刊し、官公署等への啓発活動において配布いたしました。

調査士会・全公連・中公連・近隣協会との情報交換と連帯協議については、適宜対応しました。特に調査士会については、情報交換と連携を図ることを目的として、当協会理事会への調査士会理事出席をお願いし、出席して頂きました。

公益法人定期報告書の提出、立入検査実施における指摘事項への対応などについて、県学事文書課と協議を行い、適切な処理を行うことに努めました。

ホームページについては、適時更新を行い、社員専用グループウェア活用による会議資料の配布などを推進しましたが、より一層の活用を図るために、ホームページサーバーの移転、グループウェアの拡充について検討しました。

G P S 機器については、適正に管理・運営しておりますが、一部経年劣化による不具合等も見受けられ、部品調達が困難な機器もあるため、機器の使用停止を含めた今後の利用方法の検討を継続的に行いました。

災害協定書の案文の提示を、現在3市に行っていますが、協定書締結には至りませんでした。

(2) 経理部

平成20年度公益法人会計基準に基づき、顧問税理士の助言の下、適正な会計処理を行いました。

(3) 業務部

公益法人移行による新しい業務処理体制の検討を行いました。

業務適正化の推進を行いました。

測量積算ソフトの活用

電子納品ソフトの活用

成果品のチェック方法の検討とチェックリスト提出の徹底

社員研修会を下記のとおり行いました。

テーマ「ミスのない業務を行うにあたってのマニュアル作成について」

分科会と分科会発表

日 時：平成26年2月1日(土) 13:30~16:00

会 場：山口県維新百年記念公園

参加者：69名

今年度は、欠席者の希望等により、以下のとおり補講を開催いたしました。

第1回補講：宇部地区社員対象

日 時：平成26年4月19日(土) 13:30~16:00

会 場：ヒストリア宇部 1階 第2交流室

参加者：9名

第2回補講：全社員対象

日 時：平成26年5月8日(土) 13:30~16:00

会 場：山口県土地家屋調査士会館

参加者：18名

官公署に対する啓発活動は、今までの活動と平行して、嘱託登記アドバイザーによる啓発活動を行い、県監理課及び県土木建築事務所を中心に、協会への発注のお願いや意見交換会を実施いたしました。また、中国地区用地対策連絡会から研修会への講師派遣依頼があり、平成25年11月に開催された研修会に、八田廣副理事長及び田村直久嘱託登記アドバイザーの2名を講師として派遣いたしました。

山林地図検討委員会は、昨年度から引き続き山口市全域を対象とした調査を行うために、山口県森林企画課から森林総合情報システムデータの提供を受け、山口市総務課を通じて山口市内の各地域交流センターに対して山林絵図の所在確認等の協力要請を行いました。また、平成25年11月に行われた調査士会本部研修会において、中間報告を行いました。

平成25年5月に下松市と締結した「災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定」に基づき、周南地区の緊急連絡網を作成し、下松市に提出しました。また、下松市が実施する災害訓練へ協会が参加できるよう、要請いたしました。

## 事業報告の附属明細書

平成25年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。